

戸籍名で記載

箱根町議会議員選挙候補者箱根太郎（以下「甲」という。）と富士山夫（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

1 契約期間 令和 3 年 9 月 7 日 ~ 令和 3 年 9 月 11 日

2 運転する車の車種及び登録番号
小型乗用自動車 湘南〇〇 あ 〇〇-〇〇

選挙運動期間内であること
(9月7日~11日)

3 契約金額 金 50,000 円 (税込)
(内訳 1日あたり 10,000 円 (税込) × 5 日間)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により箱根町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき箱根町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が箱根町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により箱根町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 9 月 5 日

契約は立候補届出前
(告示日前)でも可

甲 住所 箱根町湯本 256 番地
氏名 箱根太郎

箱根

住所及び氏名は候補者届出と一致
押印必要

乙 住所 箱根町箱根〇〇番地
氏名 富士山夫

押印必要

〇